

別表

福祉・介護職員等処遇改善加算について

基準日：令和8年4月1日

目的：福祉・介護に携わる職員の賃金改善（他業種との賃金格差是正）

福祉・介護職員等処遇改善加算				
制度	加算金額	※各月の給付費に事業毎に定められた加算率を乗じて算出		
	加算区分	4区分（1～4まで 1が加算率が高い） ※6月に変更あり		
	取得区分	区分1 ※6月から区分1（イ）を取得予定		
共働福祉会 令和8年度中の支給要件	名称	①旧処遇改善加算	②旧特定処遇改善加算	③旧ベースアップ等支援加算
	以前からの目的	正規雇用職員の賃金改善	事業所における中核職員以上の賃金改善	勤務時間（常勤換算数）に応じた分配
	支給対象職	正規雇用職員（管理職を除く）	今年度から法人内関係職員に対して柔軟に分配できる	
	支給対象職員	正規雇用職員	全職員	全職員
		※ただし勤務時間調整等との兼ね合いより社会保険被保険者であることを支給要件とする		
	支給金額	①正規雇用職員 処遇改善手当 11,000円／月 ②正規雇用職員 処遇改善一時金 0.5ヶ月分（3月） ③有期雇用職員 処遇改善一時金 0.5ヶ月分（3月） ④有期雇用職員 一時金 2.0ヶ月分（6月…0.8ヶ月 12月…1.2ヶ月） ⑤正規雇用職員 令和8年4月の基本給昇給に伴う令和8年度増加分（昇給に伴い増加する賞与も含む） ⑥有期雇用職員 令和7年11月の時間給増に伴う令和8年度増加分 ※⑥のみ社会保険未加入者も該当とする	条件により3ランクに分ける A A…勤務10年超 国家資格取得 16,500円 A…勤務5年超 国家資格 8,000円 B…その他の職員 4,000円	基本支給額を決めた額に 個々の常勤換算数を乗じて算出 基本支給額 (常勤換算1.0) 正規雇用職員 14,000円 有期雇用職員 10,000円 ※月に8日以上欠勤の場合は支給しない

※いずれも給付費の増減に伴う加算額の状況により、支給額の調整を行うことがあります。ご承知おきください。